

令和3年祝日の移動にともなう診療日の変更について

令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第32条第2項の規定に基づき、令和3年に限り、「海の日」は7月22日に、「スポーツの日」は7月23日に、「山の日」は8月8日に変更となります。

それに伴い、当院の外来休診日は以下のとおりとなります。

- 7月19日（月） 通常通り診療
- 7月22日（木） 祝日（海の日）のため休診
- 7月23日（金） 祝日（スポーツの日）のため休診
- 8月9日（月） 振替休日（山の日）のため休診
- 8月11日（水） 通常通り診療
- 10月11日（月） 通常通り診療

※詳細は下記首相官邸HP及びリーフレットを参照ください。

■首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tokyo2020/shukujitsu.html>

■リーフレット【2021年の祝日が移動します】

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/tokyo2020/2021holiday_flyer.pdf

国民健康保険板柳中央病院長